

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」の取組みを進めるため
労働時間相談・支援コーナー
をご利用願います。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- Ⓕ 時間外・休日労働協定（36協定）の上限規制、締結、届出
- Ⓕ 年5日の年次有給休暇の時季指定、休暇の確実な取得
- Ⓕ 長時間労働の削減に向けた取組み、労働時間管理、健康管理
- Ⓕ 働き方改革の取組みで利用可能な助成金



従業員の健康のためにも
残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

有給休暇をうまく使いたいのは
やまやまなんだけど…

助成金の内容は？
どこに申請？

このようなお悩みはありませんか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。



個別訪問のお申し込みは裏面にてご連絡願います。

窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

岩手労働局では「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。



岩手労働局・労働基準監督署